

オーストラリアにおけるコミュニティでの若者育成
ニュー・サウス・ウェールズ州ウィロビー市の例を中心に
Scrutiny of Youth Community Services in Australia
Focused on the cases in Willoughby City, New South Wales

キーワード：『若者』『コミュニティ』『次世代育成』『オーストラリア』

臼田 明子

USUDA, Akiko

(ニュー・サウス・ウェールズ大学大学院修了生、PhD, 社会学博士)

1. はじめに

2007年2月、ユニセフが先進国の子どもたちの幸福度調査結果を発表した。日本は「孤独を感じる」と答えた15歳児の割合が29.8%と突出して高い1位（2位のアイスランドは10.3%）であることが同報告書でも強調された（UNICEF Innocenti Research Centre, 2007）。これについて古荘は「自分の居場所が無いように感じている子どもが増えており、これが孤独感の強さに現れている」（古荘, 2009: 13）という。国内の調査では、日本の中高生（中2・高2）の自己肯定感は小学生（小5）と比べて低く、「今の自分が好きだ」と答えたのは4人に1人である（国立青少年教育振興機構, 2010: 6）。また、日本においてニートやひきこもり等困難を抱える若者の問題も社会的注目を集めている。

そのような事情を反映して平成21年7月に子ども・若者育成支援法（平成22年4月1日より施行）が成立した。これは教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進と、彼らへの支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることの二つを主な目的としている。この法は行政の縦割りを超え、総合的な支援を実施することが目的であり、地方公共団体が困難を有する子ども・若者への支援を部局横断的に企画立案することを促すものである（内閣府「子ども・若者支援地域協議会運営方針に関する検討会議」, 2010: 1）。そのために日本でもユースアドバイザーの養成に努める事になった。内閣府のホームページによるとこの制度を考えるに至ったのには、彼らが過去に海外の先行事例を研究した旨が述べられている。特に複雑な困難を抱えた若者の場合、一専門機関の支援だけでは効果が上がらず、複数の機関の連携が必要と考えられている。その点で海外の事例に学ぶことがあると述べられ、ユースアドバイザー育成プログラム（改訂版）にはオーストラリアの事例が紹介されている（内閣府政策統括官, 2010）。

本稿ではオーストラリアの若者育成に提供されているコミュニティでのサービスやプログラム等の詳細を追い、何故サービスが豊富なのかその理由を考察する。一般的に北欧諸国や英米、フランスの事例は多く紹介されているが、オーストラリアのものはまだ少な

く研究する意義があると考え。本稿は中でも筆者が実際に居住し、大学院時代を過ごしたニュー・サウス・ウェールズ州（以下 NSW 州と略）のシドニー近郊のウィロビー市のケースについて述べる。まずはオーストラリアにおける若者の生活状況をとらえ、次にウィロビー市の若者への取り組みに続き、全豪的な若者育成の例も3件紹介する。その後サービスが豊富な理由を考察した。尚、ここでは若者とはオーストラリアの中等教育の学生である12～17歳を中心に、10代に焦点を当てている。

2. オーストラリアの若者の生活状況

2.1 家庭状況

オーストラリアの国勢調査によると家庭の状況については0～17歳の子どもがいる家庭のうち17%が母子家庭、3%が父子家庭であった。つまり20%が一人親家庭である。母親の就労率は高く、扶養する子ども（15歳未満児と15～24歳の学生）のいる両親のうち63%が共働き（パートタイム就労者を含む）である。末子が15～24歳の学生である家庭に限ると共働き家庭は75%を占める。同じく末子が15～24歳の学生である母子家庭では71%の母親がフルタイムで就労している（Australian Bureau of Statistics 以降 ABS と略、2008）。

2.2 学校教育状況

学校教育制度については州政府が学校行政の権限と責任を保持している。高等教育以外は国内では統一されておらず、州によって異なるが一年の準備教育と6～7年の初等教育、5～6年の中等教育に分かれている。義務教育は6歳～15歳までであり、1学年～10学年の修了までである。大学など高等教育への進学を希望する場合は、後期中等教育（11～12学年）を受け修了試験に合格しなくてはならない。今回対象としているNSW州では一年間の準備教育の後、6年間の初等教育、4年間の中等教育と2年間の後期中等教育からなる（2001、佐藤）。この二つの中等教育の学齢が12歳～17歳で、日本の中高生に相当する。

NSW州の2007年の後期中等教育の最高学年（Year12）残留率は公立校と私立校の総計で69.7%である（NSW Department of Health, 2008）。従って17歳の約3割は学生ではない。就労についてはNSW州ではパートタイムの仕事であれば、特に法的に年齢制限は設けられていないので、中等教育の学生は放課後にアルバイトをすることができる。但し、15歳未満で学校を中退してフルタイムの仕事に就く場合は州政府の教育訓練部門の許可が要る（NSW Government Industrial Relations, 2010）。

2.3 スポーツや習い事の参加状況

伝統的にオーストラリアでは若者は平日には学校でスポーツをし、週末には地域のスポーツクラブに参加する。特に後者は若者の社会面や肉体面、および文化面での発達を促すだけでなく、その地域の人々と若者の繋がりを強め、彼らの地域住民としてのアイデンテ

ィティ形成に貢献している (Light, 2008: 17, 73)。調査によると 5～14 歳児童の 63%が学校の授業以外でスポーツに参加していた。しかし、NSW 州ではスポーツ参加には男女差があり、男子は約 7 割いるが、女子は約半数である。種目別では男子ではサッカーが一番多く 20%、水泳が 17%、オーストラリアン・ルールズ・フットボールが 16%の参加率であった。女子では一位が水泳で 20%、ネットボールが 17%の参加率であった。以上が組織だったスポーツとしてデータに載っているが、実際にはダンスも女子に人気で 26%の女子が行っている (ABS, 2010)。スポーツを行っている児童の半数は平均で年に 52 回以上行い、中等教育の生徒になると平均で週に 3.5 時間参加している (ABS, 2006)。

文化的活動では 33%の者が文化的活動（楽器の演奏、歌、ダンス、演劇）のうち一つ以上に参加し、その多くはこれらのレッスンを受けている。しかし、スポーツにも文化的活動もしていない者が 12～14 歳では 25%存在する。非英語圏からの移民やひとり親の家庭の児童、そして失業中の家庭の児童はそうでない児童に比べて参加していない傾向が高かった (ABS, 2006)。以上を鑑みると母親の就労率が高いオーストラリアでは、特に習い事やスポーツに参加していないこれらの児童の放課後の過ごし方は重要課題の一つであろう。

3. ウィロビー市の取り組み

3.1 市の概況

本稿で研究対象としているウィロビー市はシドニー中心部の北約 10 キロメートルに位置し、ビジネス地区も含む中規模の都市である。面積は 23 平方キロメートル（その内 11 平方キロメートルは森林地帯と公園）で人口は現在約 7 万人である。1989 年に市に昇格した (Willoughby City Council, 2010a)。その中で、2006 年の人口調査では本稿の研究対象となる 12～17 歳は 4,036 人で、市の全人口 63,726 人の 6.3%を占める (Willoughby City Council, 2010b)。

3.2 連邦政府、州政府の若者サービスへの取り組み

ウィロビー市がある NSW 州政府の取り組みとしては若者へのサービスはコミュニティーサービス部門が担当している。そこ説明によると「我々は子どもと若者のウェルビーイング（福利）を促進し、より強い家族とコミュニティを作るよう努めています。そのために様々なサービスを提供しています」とある。これは 2000 年に連邦政府が発表した「家族・コミュニティ強化戦略」が反映されていると言えよう。この戦略は様々な問題（例えばここでは家庭内の問題）への予防や早期介入が特徴であるが、概ね効果を挙げているという評価である (Communities and Families Clearinghouse Australia, 2009)。

3.3 広域での取り組み「ユースガイド」の作成

次にウィロビー市を含む広域での取り組みを挙げると、ユースガイドの作成と配布であ

ろう（写真1参照）。シドニービジネス地区に隣接するローワー・ノースショア（シドニー北岸低位部）と呼ばれる地域を構成する四つの自治体が共同で作成している。それはノースシドニー、ウィロビー、モスマン、レーンコーブである。それぞれのコミュニティに居住するユースセンター利用対象年齢である12～17歳の居住人口は2006年の調査ではノースシドニー1,856人（North Sydney Council, 2010）、モスマン1,631人（Mosman Municipal Council, 2010）、レーンコーブ2,265人（Lane Cove Council, 2010）、ウィロビーは4,036人で合計一万人弱の若者の為にこの案内は市の生活便帳とは別に作成された¹⁾。このガイドブックは本文69ページに376件ものサービスが案内されている。この地域の若者が利用できるもので、所在地もローワー・ノースショアかシドニー中心部のものが多く、それ以外のものは少ない。内容としては若者とその親が利用できるカウンセリングサービスの紹介などが多い。

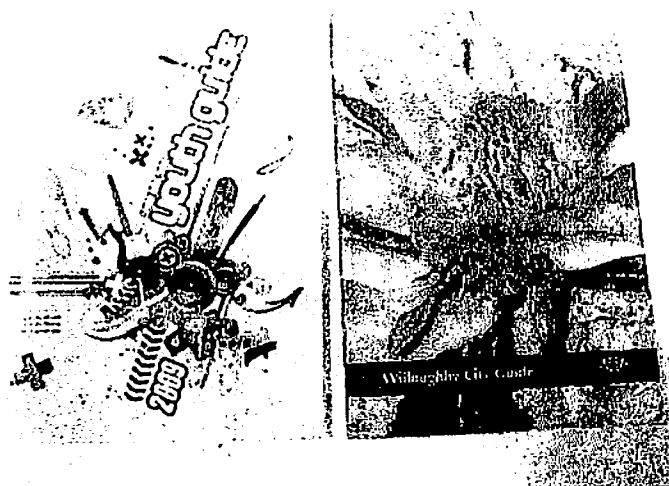


写真1 ユースガイドブック（左）、市の生活便利帳（右）

（注：写真1～6は筆者撮影）

3.4 ウィロビー市の取り組み

3.4.1 市が提供する若者向けサービスの詳細

ウィロビー市が単体で行っている若者へのサービスは大別すると二つあり、ユースセンター（詳細は後述）とここをベースとした活動とウィロビー・ユース・アクショングループの運営である。ユース・アクショングループは14～24歳の若者にリーダーシップ教育、イベントのマネージメントや演説方法、チームワークなどを教えている。

ユースセンターで定期的に提供する催し物としては「グランビション」という13～19歳の女子を対象としたプログラムもある。これは女子の自尊心を高め、コミュニティ内での彼女らの発言力の増強を意図したものである。彼女たちは毎週金曜日の夜に集まりおしゃべりを楽しむ会、ダンス、芸術、外出などを楽しんでいる。また、安全な場所と世話人の提供により保護者たちが安心できるプログラムでもある。男女とも参加できるダンスのセ

ッションも毎月第一木曜の夕方に行われている。各自好みの音楽を持ち寄り、多様なジャンルのダンスをする場となっている。その他にもユースセンターを会場としてバーベキュー、スケートボード大会、コンサートなど様々な催し物が年間を通じて行われている。

また、「ショッピングモールの若者」という若者の才能を披露する催し物も月一回ある。駅前商店街の一角に小さな舞台のようなところがあり、市の担当者に依頼するとそこで自分たちのパフォーマンスを披露できる（Willoughby City Council, 2010c）。筆者も数回見学したことがあるが、ロックバンドの演奏や一人でのギターの弾き語り、集団でのダンスや武術などであった。（現在はこの辺りの大規模開発のため 2010 年 6 月末より休止）

ウィロビー市内には図書館と 4 つの分館があるが、図書館も積極的に若者育成を担っている。毎年 2～3 月には中等教育最終学年の修了試験対策の無料の講演を専門家を招いて行っている。また、放課後や夏休みに 10 代の読書クラブを行い、特定の本や作家について、あるいは特定のジャンルの本について等とテーマを決めて司書がディスカッションを行っている。同様の読書クラブは成人向けのグループや、幼児向けには読み聞かせの会もある。読み聞かせは日本でも存在するが、読書クラブは他者との興味の共有により読書の面白みが増す上、コミュニケーション能力の発達も促す催し物と言えよう。

3.4.2 「ユースセンター」

注目すべき施設は自治体が提供する「ユースセンター」という若者の居場所である。これは無料の安全な居場所で、スタッフ（後述）が常駐している。各センターによって対象年齢は異なるが、11～25 歳ぐらいであれば学生でなくても利用可能となっている。ロケーションは駅の近くやショッピングセンター内など、利用者である若者のことを考慮して、電車やバスのアクセスの良い場所にある。開所時間はまちまちだが平日は 15 時～18 時くらいで、金曜日だけ多少遅く 20～21 時まで開いている。ユースセンターは現在 NSW 州、西オーストラリア州、タスマニア州で行われている。



写真 2 チャツウッド・ユースセンター外観

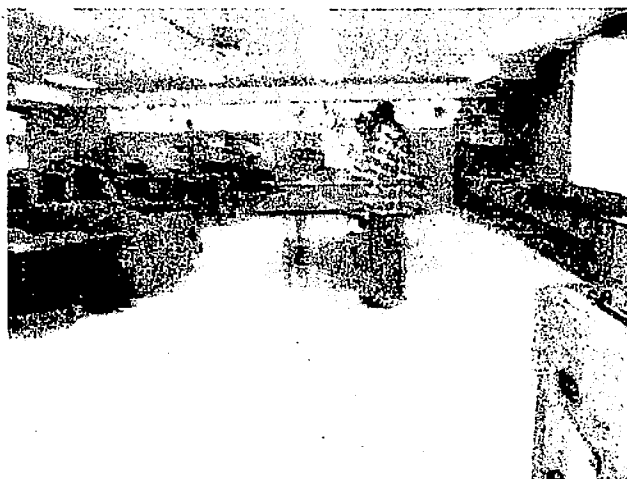


写真 3 同ユースセンター内部（卓球台）



写真4 同ユースセンター内部
(チェスとジェンガ)

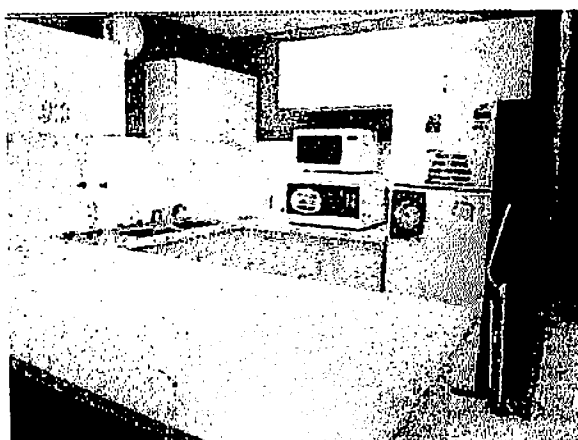


写真5 同ユースセンター内部（キッチン）

一例として、筆者が2009年5月に視察したウィロビー市にあるチャッツウッド・ユースセンターを紹介する（写真2～5参照）。チャッツウッドとはウィロビー市のビジネス・商業の中心地で、シドニー郊外の電車とバスのターミナル駅のひとつである。駅周辺には中規模のショッピングセンターが2つあり、商店街も形成されている。同ユースセンターはチャッツウッド駅から徒歩5分の所にある。ここは土日も含む毎日週7日14時半から開所している。閉所時間は18時で、木曜日は20時、金曜日は22時である。利用時には氏名と年齢、性別を記入し、住所や学校名は問われない。年齢は記入するものの、対象年齢12～18歳となっていたが年齢規制は厳しくはなく、小学校高学年の児童も遊びに来ていた。同様に住所も記入するが地域の中高生限定という訳でもなく、受け入れには寛容な態度であった。先述のユースガイドによるとこのユースセンターは該当の若者だけでなくその家族にも門戸を開いている（Lane Cove Council's Youth Officer, 2009:64）。予約や親の送迎等は不要である。設備はラウンジ、パソコン2台、プレイステーション2台、卓球台、ビリヤード台、サッカーゲーム台、キッチン、チェスやジェンガ等のテーブルゲーム、他に勉強部屋もある。そして屋上にはバスケットボールのコートが一面ある。筆者の視察日にも十数名の若者がバスケットを楽しんでいた。センターには若いスタッフが常駐しており、彼らはユースワーカーというソーシャルワーカーである。例えば、卓球をしたくて一人で立ち寄った場合、スタッフが対戦相手をしてくれる。バンドの練習などに利用できる音楽室もあり、備え付けの楽器類（ドラム、ギター、キーボード、ベースギター）もある（こちらは予約制、有料で一時間につき3ドル必要）。また、14～22歳であれば、ボランティア・スタッフとしてここで働くこともできる。

レクリエーション・イベントもここで多く催され、その多くは中高生が企画・実行に参加している（スケートボード大会、バンドの演奏ナイト、ピザを食べながら映画鑑賞会、

女子だけのおしゃべりの会等)。上記のような余暇だけでなく、カウンセリングや医療相談、就労に関しての法的アドバイス等も希望する場合、予約すれば提供される。ユースセンターは若者に人気で賑わっているが、その理由は自治体運営なので利用料が無料であること、予約不要で気楽に立ち寄れる事、自分達でイベントなどに参画できること、交通の便の良い立地などである（臼田、2009:134-135）。

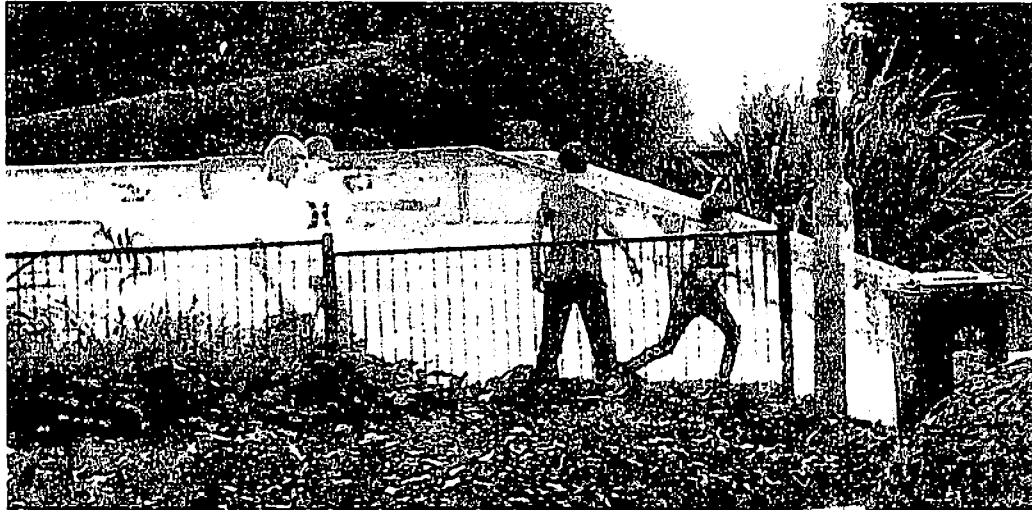


写真6 スケートボード専用公園

報告書によるとこのウィロビー市のユースセンターの利用率は上昇傾向にあり、2009～2010年の一年間で延べ利用者数は7,661人であった。（先述のとおり12～17歳の人口は4,036人）ユースセンター以外にも同センターから徒歩圏内に無料のスケートボード専用の公園も市から提供されている（写真6参照）。この公園は電車のチャッツウッド駅に隣接し、バスターミナルとも近い。近年スケートボードとローラーブレードも人気で2009年時点で男子の56%、女子の42%が行っており（ABS, 2010）、この人気を反映してのことであろう。

3.4.3 市内の他のサービス提供団体

ユースセンターの他に市から助成を受けている若者のみを対照としたサービス提供団体がウィロビー市内には複数あるが、そのひとつのポイントゼロ・ユースサービスを紹介する²⁾。ここは中等教育生やコミュニティ内での若者の問題を予防する活動を行っている。運営資金は12社の企業や団体及び複数の個人からの寄付及び同団体自身による資金調達により賄っている。例えばここが提供している教育プログラムを見ると内容は「飲酒と違法薬物」「友達関係といじめ」「思春期の子どもの親のあり方」「ストレスマネジメントと回復力のつけ方」など実践的なものばかりである。また、未成年の飲酒を未然に防ぐことを目的に特に週末と学年末シーズンの公園・ビーチなどを巡回している（Point Zero Youth Services, 2010）。

4. 重要な全豪的な若者育成三点

4.1 警察による若者健全育成 Police and Community Youth Centre (通称 PCYC)

オーストラリアでは警察も若者の健全育成に貢献している。ウィロビー市には無いのだが、ウィロビー市の南に隣接するノースシドニー市にある警察の若者育成センターも示唆深いのでここに紹介する。PCYC とは NSW 州警察署長であったウィリアム・マッケイが、多くの不幸な生い立ちの少年たちがそれを克服できずに、犯罪者になってしまう現実を重く受け止め、少年を健全に育成するために作った施設である。初めての施設が 1937 年シドニーのウールームールーに開設された。当初は男子の利用施設で、体育館、図書館、レスリング場、ボクシング場、ゲーム場が備わっていた。また、図書館についてはシルビア・チェイスという女性が大量の本を寄贈し整備しただけでなく、22 年以上にわたり毎晩施設を訪れ、少年たちに本を貸しソフトドリンクとビスケットも振舞った。彼女は少年たちだけでなく、その保護者たちの相談相手にもなった。このような貢献を元に現在では NSW 州のみならず、全豪に広まっている。現在は PCYC の使命として次のように書かれている。

我々は若者が積極的に生きるようにします。

我々は若者のスキルや個性そしてリーダーシップを伸ばします。

我々は若者が犯す犯罪と若者に対する犯罪を減らし、防ぎます。

(Police & Community Youth Club New South Wales, 2010)

この使命は各地にある PCYC によって多少表現が異なるが、共通しているのは若者の健康的な精神・肉体の発達のため安全で良い環境を提供することと、コミュニティで警察の教育的プログラムを行い良い経験と機会を若者に与え、彼らが犯罪に手を染めることのないようにすることである。警察が若者の不良化防止対策としてスポーツを積極的に指導、奨励しているのだ。例えばノースシドニーの PCYC では 22 種類のスポーツ講習が受講できる。過疎地でスポーツ施設が無い場合は警察の車両でスポーツ遊具を満載したトレーラーがあり、これで出向き補完している。その他にユースセンターのようなドロップ・イン（ふらっと立ち寄る）施設機能もある。この施設は趣旨が問題の予防と早期介入であり、連邦政府の家族コミュニティ強化戦略と一致するが、これとは別に独自の歴史がある活動であり、少年犯罪を未然に防ぎ次世代を健全に育成しようという意向が強く感じられる。

4.2 メンタリング・プログラム

ウィロビー市でも利用できるサービスにメンタリング・プログラムがある。ここではユース・メンタリング・ネットワークや YWCA (Young Women's Christian Association) 等が行っている制度 Big Brother Big Sister (お兄さんお姉さん制度・通称 BBBS) を紹介する。

背景としてはオーストラリアでのフェミニズム運動には、子どもの解放が含まれていた。つまり、女性が男性の抑圧から自由になるだけでなく、子どもも大人の抑圧から解放されるべきであると説いた。従って、子どもが家族以外の人々と絆を広げることを容認し、奨励してきた歴史がある（ブレンナン、2000：134-135）。また、青少年の問題が1970年代頃から顕著化し、不登校率の増加、男子の高自殺率、女子の自殺未遂率も高かった。そこで80年代のアメリカの心理学者エミー・ワナーらの研究で、若者に両親以外の大人との親密な支援的関係性が絶大な影響力を与えと考えられた。そこで青少年（メンティー）に大人（メンター）による支援的関係を提供しようと設定されたのが、メンタリング・プログラムである（渡辺、2008）。

ユース・メンタリング・ネットワークのプログラムの多くは連邦政府と州政府からの助成を受け、更に民間企業がスポンサーとなっている。2007年の調査によると、青少年たちの利用目的の1位は「自分を支持して友情を育んでくれる人を見つける」が56%、2位は「キャリアガイダンス目的」（17%）、3位は「仕事のスキルを上達させる」（15%）であった。メンティー（メンタリングの受け手）で一番多い年齢は13～15歳、次が16～18歳であり、0～12歳も22%含まれている。メンターは26～35歳が最も多く、次いで36～45歳である。メンターになった理由の1位は「若い人を助けてあげたい」（約6割）、2位は「コミュニティに恩返しをしたい」であり、これら二つで約9割を占める。メンターは18歳以上で、有資格者によるトレーニングを受け、コーディネーターによって組合せが決められる（Youth Mentoring Network, 2007）。YWCAの制度もメンターはボランティアで18歳以上であれば、特に資格は問わない。一定のメンターとしての研修を受講後、コーディネーターによって適切なメンティーと組み合わせられる。近隣に居住するメンターとメンティーが組み合わせられ、最低でも週一回会うように決められており、メンター・メンティー双方に良い影響が出ている。特にメンティーたちは46%が違法ドラッグをやめ、27%が飲酒をやめ、53%が学校をさぼらなくなった。成人であるメンター達からも「新しい友人が出来た」「新しい物の見方を得た」など好評を得ている（YWCA NSW, 2010）。

4.3 コミュニティと学校の連携

4.3.1 いじめ防止プログラムとコミュニティ

いじめ防止プログラムにおいてコミュニティは重要な役割を担っている。南オーストラリア州アデレードのフリンダース大学のフィリップ・スリー博士が考案したPEACEバック³⁾といういじめ防止プログラムは成果をあげ、日本でも導入されている。これは学校でのいじめはコミュニティの問題であり学校だけが責任を負うべきではなく、いじめは人間関係の問題であると捉えるものである。例えば、著しい成果をあげた学校では警察も巻き込み、警察の地域委員会では防衛行動についての生徒向け集会を催した。学校はいじめ防止の方針を地域に広げるために親や地域のリーダー、地域の社会事業関係組織などを招き、

生徒は招待客にいじめ防止のメッセージが書かれた手作りのバッジを渡した。また、生徒らはいじめについての劇を書いて演じ、この劇は地元のショッピングセンターでその後数週間にわたって上演された（スリー、2005：68）。このように子どもたちを取り巻く地域の大人たちもいじめ問題に関心を持ち、生徒らを見守っているという姿勢を示すことで問題の共有を図り効果を上げている。

4.3.2 親と学校の交流

親も一般的に PTA には積極的に参加している。「先生と話す」、「他の父母と話す」、「学校行事に参加する」などは日本と同様に多いが、「授業のお手伝いをする」、「遠足のお供をする」親が約半数もいる。16%の親は授業以外の学校のお手伝いやボランティア（校内の図書館や売店で働く）をしている。教師達も親の三分の二は子供の教育に熱心にかかわっていると答えている（Berthelsen and Walker, 2008）。良いコミュニティにはこのような保護者と学校の良好な交流も重要な要素と考えられる。

5. 考察「なぜ若者育成サービスが豊富なのか？」

筆者が考える三点の理由を以下の 5.1～5.3 に指摘する。

5.1 ソーシャルワーカーの活躍

オーストラリアと比較して、日本には若者の「公共の単なる居場所」が少ないと思われる。施設を新たに作るのではなく、例えば町内会が所有する集会所など使用されていない時間が多いものを若者の居場所として開放することを考慮してもよいのではないだろうか。居場所と言っても対象が若者であるので、管理者が必要である。オーストラリアのユースセンターでは「ユースワーカー」というソーシャルワーカーが若者の世話役を担っている。

ソーシャルワーカーとは社会の中で十分に力を発揮できない不利な立場の人たちのため、その人たちの視点で実際に役立つ極めて具体的な仕事をするトレーニングを受けている人たちです。（中略）しかし、日本には医療ソーシャルワークなどの一部を除いてほとんどありません。たとえソーシャルワークという名が付いていても北米の広範囲な活動とは異なって、その層は薄く、残念ながら十分なものとはいえません（武田：2002：42-43）。

武田はカナダの例を挙げているが、オーストラリアのソーシャルワーカーも同程度のトレーニングを受けていると思われる。若く、専門的なトレーニングを受けたソーシャルワーカーが若者目線で接することが、ソーシャルワーカーの実効性を高めていると考えられる⁴⁾。

5.2 若者育成活動団体への寄付金

オーストラリアでは企業や個人からの若者健全育成支援団体への献金が多い。思想背景としては、19 世紀のオーストラリアには階級も無ければ、富める者は社会に対してそれに相応しい責務があるというノーブレス・オブリージュ (Nobles Oblige) は無く、あるのは州政府による支援とチャリティへの補助金であった (Oppenheimer 2008:24)。「慈善活動 (チャリティ)」はキリスト教に基いたものだが、ウェーバーの言葉を寺田が以下のように説明している。

「西欧社会の資本主義化は、職業的成功によって宗教的にも救済されることを確信しようとした新教徒たちの倫理的実践が 1 つの出発点になっている。したがって彼らは、職業的成功の証である富を奢侈ぜいたくには用いず、禁欲的、合理的に次の事業に投資したり、社会的弱者を救済する慈善事業等に寄付するなど、神の意思にかなうように活用しようとしたのである。」(寺田、2003:144)

また、法人からの献金については税法上、日本とは明らかな税控除の違いがある。日本では寄付対象先は比較的多様であるが、個人の場合年間所得の 40%までしか所得控除できず、法人では資本金や所得により損金算入限度額が設けられている (国税庁、2010)。一方、オーストラリアでは税務当局が認定した団体しか控除の対象にならないが、個人、法人とも 2 ドル以上であれば控除金額に上限は設けられていない (Australian Taxation Office, 2010)。従って寄付の意志がある法人や個人にとっては行いやすいと言えよう。

5.3 盛んなボランティア活動

オーストラリアではボランティア活動が盛んで、18 歳以上の国民の三分の一以上が日常的に参加している (Oppenheimer, 2008:5)。実際に前述のメンター制度のメンターやユースセンターのスタッフの一部はボランティアである。このようなコミュニティの活動には州政府からの資金的援助および企業や個人からの寄付金のほかにボランティアが重要である。

ボランティア活動の参加者を確保するためには研修という学習の機会を与えるだけではなく、活動努力に対する顕彰 (rewarding) についても考慮されるべきである。オーストラリアの場合は感謝状、認定証やバッジ、ボタン、T シャツなどの記念品贈呈、新聞やニュースレターへの掲載、ボランティアの日のランチやディナーパーティーの開催等がある (長ヶ原、2004:213-214)。また、オーストラリアでは経歴が欲しくてボランティアをする人がいるという欠点もある (財団法人自治体国際化協会、1997:12) が、ボランティアが就職の際、経歴として認められるというメリットは大きいと考える。

6. おわりに

以上ウィロビー市を中心とした若者育成サービスを概観したところで改めて考えると、日本では中高生の放課後は学校のクラブ活動に委ねている部分が大きいのと言えよう。しかし、自分の希望するクラブが学校に無い場合や、逆に入部希望者が多いため人数制限を設けているクラブもある。仕方なしに希望以外のクラブに所属したり、友人に誘われて入部するなど消極的理由でクラブ活動に入っている場合なども考えられ、必ずしもクラブ活動に熱中できる生徒ばかりではないだろう。クラブ活動で彼らの誇りやアイデンティティが見出せない場合、地域で何か活動を提供できれば若者の選択肢が増えることになるだろう。

また、警察による若者の犯罪の予防という考えが日本ではあまりなじみが無いが、オーストラリアでは警察が身近な存在であり、健全な若者の育成事業にも力を注いでいることは注目に値する。寄付金が集まりやすく、ソーシャルワーカーやボランティアが活躍していることがサービスを豊富にする理由であろうが、更にサービスの質を高めているものが「若者への姿勢」であると考えられる。ユースセンターのアクティビティやイベントでもスケートボード大会、ダンス大会、ロックバンドのライブ、バーベキュー・パーティーなど若者の目線に立ったプログラム等を提供しているが、同時に若者のアイディアも募集しているのを見かける。他にも、図書館の読書クラブなどもコミュニケーションを大切にしている印象を受ける。「コミュニケーションを重視し、若者の意見も尊重する」この姿勢で、ウィロビー市では若者の参加を促すべく様々な工夫がなされており、日本に与える示唆は少なくないと思う。

謝辞：本稿の一部分の調査は株式会社日本総合研究所から助成を頂いた。ここに謝意を表する。

【注】

¹⁾ 厳密にはユースセンター利用年齢は各市で多少異なるが、年齢別人口の表示は統一されており 5～11 歳、12～17 歳、18～24 歳という区切りである。従って利用対象年齢に最も近い 12～17 歳の区分をここでは利用した)

²⁾ ホームページには州政府の資金提供は受けていないと書かれているが、ウィロビー市の報告書によると市からは同団体へ年間 2500 豪ドル（約 20 万円、2010 年年間平均仲値 80.57 円で算出）の援助がなされているようである。

³⁾ PEACE とは準備 (Preparation) 教育 (Education) 行動 (Action) 対処 (Coping) 評価 (Evaluation) の頭文字を取ったもの。

⁴⁾ ソーシャルワークの詳細、日本のソーシャルワークの問題点については（武田：2002）の 35～69 頁を参照されたい。

[文献リスト]

- Australian Bureau of Statistics (ABS). 2006, *Children's Participation in Cultural and Leisure Activities, Australia*, Cat.no. 4901.0 , Canberra:AGPS.
- Australian Bureau of Statistics (ABS). 2008, *Family Characteristics and Transitions, Australia, 2006-07*. Cat.no. 4442.0 , Canberra:AGPS.
- Australian Bureau of Statistics (ABS). 2010, *Sports and Physical Recreation: A Statistical Overview, Australia*, Cat.no. 4156.0 , Canberra:AGPS.
- Australian Taxation Office. 2010, *Gift pack* <http://ato.gov.au/content/downloads/SME18699nat3132.pdf>
(最終アクセス日 2010/9/21)
- Berthelsen, Donna and Walker, Sue. 2008, "Parents' involvement in their children's education" *Family Matters*, 79. 34-41.
- ブレンナン, デボラ (Deborah Brennan). 2000, 「V 家族と児童のための政策」 仲村優一・一番ヶ瀬康子編, 『世界の社会福祉10 オーストラリア・ニュージーランド』旬報社: 131-149.
- 長ヶ原誠. 2004, 「第14章 スポーツパラダイスをささえるオーギー精神」 山口泰雄編『スポーツ・ボランティアへの招待』世界思想社: 210-220.
- Communities and Families Clearinghouse Australia. 2009, *National Evaluation in Brief* Australian Institutes of Family Studies, Australian Government.
- 財団法人自治体国際化協会 (Council of Local Authorities for International Relations). 1997, 『オーストラリアにおけるボランティア活動の現状』CLAIR REPORT No. 130.
- 古荘純一. 2009, 『日本の子どもの自尊感情はなぜ低いのか』光文社.
- 国立青少年教育振興機構. 2010, 『青少年の体験活動等と自立に関する実態調査』平成21年度調査報告書 (概要)
- 国税庁. 2010, http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tebiki2009/a/03/order3/3-3_19.htm
(最終アクセス日 2010/9/23)
- Lane Cove Council's Youth Officer. 2009, *Lower North Shore Youth Guide 2009*, Lane Cove Council.
- Lane Cove Council. 2010, *Community Profile "How Old Are We?"*
<http://profile.id.com.au/Default.aspx?id=239&pg=102&gid=10&type=ures&#ma>
(最終アクセス日 2010/12/18)
- Light, Richard. 2008, *Sport in the lives of young Australians* NSW: Sydney University Press.
- Mosman Municipal Council. 2010, *Community Profile "How Old Are We?"*
<http://profile.id.com.au/Default.aspx?id=243&pg=102&gid=10&type=ures&#ma>
(最終アクセス日 2010/12/18)
- 内閣府「子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議」2010,
『社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への総合的な支援を社会全体で重

層的に実施するために』

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）. 2010, 『ユースアドバイザー養成プログラムテキスト』（改訂版）http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/h19-2/html/ua_mkj.html（最終アクセス日 2010/12/20）

North Sydney Council. 2010, *Community Profile "How Old Are We?"*

<http://profile.id.com.au/Default.aspx?id=238&pg=102&gid=10&type=ures&#ma>
（最終アクセス日 2010/12/18）

NSW Department of Health. 2008,

http://www.health.nsw.gov.au/publichealth/chorep/soc/soc_retent_full.asp
（最終アクセス日 2010/12/23）

NSW government, Industrial Relations. 2010,

http://www.youngpeopleatwork.nsw.gov.au/Looking_for_work/What_age_can_I_start_work.html
（最終アクセス日 2010/12/23）

Oppenheimer, Melanie. 2008, *Volunteering: Why we can't survive without it*, Sydney: University of New South Wales Press.

Point Zero Youth Services. 2010, <http://www.pointzero.org.au/index.html>（最終アクセス日 2011/1/1）

Police & Community Youth Club New South Wales. 2010, *Mission and Values*

http://www.pycnsw.org/prime_about_mission（最終アクセス日 2010/9/20）

佐藤博志. 2001, 「第3章 多様な州・直轄区の学校教育制度」石附実・笹森健編『オーストラリア・ニュージーランドの教育』東信堂：38-44。

スリー, フィリップ (Philip Slee). 2005, 「第3章 オーストラリアのいじめ防止の取り組み」土屋基規・P・K・スミス・添田久美子・折出健二編『いじめと取り組んだ国々』ミネルヴァ書房：58-72。

武田信子. 2002, 『社会で子どもを育てる』平凡社。

寺田良一. 2003, 「第11章 NPO NGO と現代社会 市民が創る21世紀の自立的社会」満田久義編『現代社会学への誘い』朝日新聞社：141-154。

UNICEF Innocenti Research Centre. 2007, *Child poverty in perspective; An overview of child well-being in rich countries - A comparative assessment of the lives and well-being of children and adolescent in the economically advanced nations.*

臼田明子. 2009, 「第7章 オーストラリア」池本美香編著『子どもの放課後を考える』勁草書房：124-140。

渡辺かよ子. 2008, 「オーストラリアにおけるメンタリング運動」

<http://ejiten.javea.or.jp:80/content.php?c=TWpReE9ERTQ%3>（日本生涯教育学会『生涯学習研究』e 事典）（最終アクセス日 2010/9/25）

Willoughby City Council. 2010a, *2009/2010 Annual Report*

Willoughby City Council. 2010b, *How old are we? (Age Structure)*

<http://profile.id.com.au/Default.aspx?id=234&pg=102&gid=10&type=ures&#ma>

(最終アクセス日 2010/12/23)

Willoughby City Council. 2010c, <http://www.willoughby.nsw.gov.au/Youth.html> (最終アクセス日 2011/1/1)

Youth Mentoring Network. 2007, *Mentoring Matters: YMN Registered programs National Survey Findings 2007*, Youth mentoring Network.

YWCA NSW. 2010, <http://www.ywcansw.com.au/mentoring/bigbrothersbigsisters.php> (最終アクセス日 2010/9/27)